

[事案 2019-290] 新契約無効請求

・令和2年7月20日 裁定終了

<事案の概要>

契約前の説明不足等を理由に、契約の無効を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

令和元年6月に契約した一時払終身保険について、以下の理由により、契約を無効としてほしい。

- (1) 募集人の指示どおりに申込書や意向確認書に記入したが、設計書、契約締結前交付書面、ご契約のしおり・約款等は交付されず、保障内容の説明もなかった。
- (2) 申込書署名後に設計書等を渡され、初めて、死亡保険金額が既払込保険料と5年間同額であり、6年目から死亡保険金額が既払込保険料を上回っていくこと等が分かり驚いたが、成り行きで銀行に行き保険料を払った。
- (3) 募集行為は、社内販売規約、保険業法、高齢者販売マニュアル等に違反している。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求には応じられない。

- (1) 募集人は、設計書、契約締結前交付書面、ご契約のしおり・約款等を示しながら1時間程度説明した結果、申込手続きに至っている。
- (2) 設計書の死亡保険金額の推移について、申立人配偶者から既契約との違いを尋ねられたので、既契約と比較しながら、死亡保険金額の推移を説明している。
- (3) 申立人は高齢であることから、募集人に上司の営業所長が同行して説明し、複数回の意思確認も行い、納得いただいた上で申込書類に自署していただいた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申込時の状況等および和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人夫婦、募集人および営業所長の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約前の説明不足は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。